

総務財政委員会
令和4年2月25日・28日
総務部 資料3番
所管人事課

## 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正理由  
仕事と不妊治療等の両立を支援する観点から、出生サポート休暇を導入するため条例を改正する。
- 2 施行日  
令和4年4月1日
- 3 改正内容  
別紙「新旧対照表」のとおり

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 43 号）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成 10 年 3 月 10 日 条例第 43 号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成 11 年 2 月 17 日第 18 号</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 4 年 月 日第 号</u></p>	<p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成 10 年 3 月 10 日 条例第 43 号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成 11 年 2 月 17 日第 18 号</p>
<p>第 1 条から第 14 条まで（略）</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第 15 条（略）</p> <p>（1） 地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、<u>出生サポート休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>（2） 前号以外の職員 公民権行使等休暇、<u>出生サポート休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2（略）</p> <p>第 16 条から第 19 条まで（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条から第 14 条まで（略）</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第 15 条（略）</p> <p>（1） 地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>（2） 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2（略）</p> <p>第 16 条から第 19 条まで（略）</p>